

韓国の幼児教育政策 (1)

Early Childhood Education and Care in S. Korea (1)

佐野 通夫

SANO, Michio

昨今の日本では「こども園」の提唱など、幼稚園と乳幼児の保育施設の「一体化」が取りざたされている。人の生涯にわたる教育過程において、乳幼児期の教育が、人間の「根の教育」であり、きわめて根底的かつ重要であることは周知の事実と言ってよいだろう。しかし、世界的な幼稚園の祖・フレーベルの「キンダーガルテン（幼稚園）」の系譜を継ぐ西欧の幼児教育界では、多くの施設がすでに子どもへの個別対応や家庭の状況に応じての午睡や夕方までの長時間プログラムを取りこんでいるため、教育と福祉の制度的な分離は見られない。

しかし、「公教育」が組織化される歴史過程においては、各国とも、まずは小学校以上の課程が整備された。したがって、その後の就学前の（乳）幼児教育が整備される過程で、とりわけ子どもの家庭福祉機能への配慮を不可欠とした国とそれらへの配慮が無視された国の違いが見られるようになった。日本や韓国は後者の例である。

韓国においても日本国と同じく幼稚園と乳幼児の保育施設が別の省庁の下（現在では前者は「幼稚園」という名称で教育科学技術部一部は日本国の省に相当する一、後者は「オリニチブ（子どもの家）一本稿では「子どもの家」とする一」という名称で保健福祉部の管轄）、二元的に運営されてきた。しかし、韓国においては1980年代からの「幼児教育振興法」等によって、二元化の制度を維持しつつ、両者を統合的に政策に組み入れるとともに、2012年度からは5歳児課程を義務教育に組み入れる政策（「ヌリ課程」）を取り、別個の施設のままであるが、5歳児については同一教育課程が行なわれている。また、ヌリ課程の保育料は無償化され、義務教育課程の一部となり、幼小連携に先鞭を付けている。

ここでは、韓国における幼保二元体制の理解のために、その根拠法である「幼児教育法」（幼稚園を対象）と「嬰幼児教育法」（子どもの家を対象）を訳出・紹介したい。当初は両者を掲載する予定であったが、一つには両者を

掲載すると、規定の紙幅を大きく超えてしまうこと、もう一つとしては、本稿作成後、2013年1月23日に嬰幼児教育法が部分改正され、2013年3月1日から施行予定であるために、今回は嬰幼児教育法は第1章 総則のみ掲載し、他の部分は、次号に掲載することとした。

法令は韓国・法制処HP (<http://www.moleg.go.kr/main/main.do>) による。本紀要第1号に「韓国の国籍法・戸籍法」を紹介した際に記したように、同HPによる法令には、法令名の次に〔施行日〕、〔法令番号、改正日等〕、そして担当部（課）とその電話番号が記載されている。また、改正後、未施行の条文も掲載されているので、それらは枠で囲んで示した。

幼児教育法

[施行2012.9.22] [法律第11382号、2012.3.21、一部改正] 教育科学技術部（幼児教育課）、02-2100-6556

第1章 総則

第1条（目的） この法は「教育基本法」第9条に基づき、幼児教育に関する事項を定めることを目的とする。
〈改正2010.3.24〉

第2条（定義） この法で使用する用語の意味は次の各号の通りである。〈改正2010.3.24、2012.3.21〉

1. 「幼児」というのは、満3才から小学校進学前までの子どもをいう。
2. 「幼稚園」というのは、幼児の教育のためにこの法により設立・運営される学校をいう。
3. 「保護者」というのは、親権者・後見人その他の者で幼児を事実上保護する者をいう。
4. 削除 〈2012.3.21〉
5. 削除 〈2012.3.21〉
6. 「放課後課程」というのは、第13条第1項による教育課程以後になされるその他の教育活動とトルボム活動をいう。

第3条（責任） 国家および地方自治体は保護者とともに

幼児を健全に教育する責任を負う。

- 第3条の2(幼児教育発展基本計画) ①教育科学技術部長官は幼児教育の発展のために幼児教育に関する中長期政策目標および方向を設定し、幼児教育発展基本計画(以下「基本計画」という)を樹立し推進しなければならない。
- ②教育科学技術部長官は第5条第1項による中央幼児教育委員会の審議を経て、5年ごとに基本計画を樹立しなければならない。
- ③基本計画の内容などに関する事項は大統領令で定める。
- ④教育科学技術部長官は基本計画を樹立するために必要な場合、幼児教育に関する全般的な実態を調査することができる。
- ⑤特別市・広域市・特別自治市・道および特別自治道(以下「市・道」という)の教育監(以下「教育監」という)は基本計画に従い年度別施行計画を樹立し推進しなければならない。
- ⑥教育科学技術部長官は第1項により樹立した基本計画の前年推進実績を毎年第5条第1項による中央幼児教育委員会の審議を受けなければならない。市・道教育監は第5項による翌年施行計画および前年推進実績を総合して、毎年第5条第1項による市・道幼児教育委員会の審議を受けなければならない。[本条新設2012.1.26]
- 第4条(幼児教育・保育委員会) ①幼児教育および「乳幼児保育法」第2条による保育に関する次の各号の事項を審議するために国務総理所属として幼児教育・保育委員会をおく。〈改正2010.3.24、2011.6.7〉
1. 幼児教育および保育に関する基本計画
 2. 幼稚園と子どもの家間の連係運営
 3. その他、委員長が会議にはかる事項
- ②第1項による委員会は委員長を含んだ11人の委員で構成し、委員長は国務総理室長とし、委員は次の各号に該当する者とする。〈改正2005.3.24、2008.2.29、2010.1.18、2010.3.24、2012.3.21〉
1. 企画財政部次官・教育科学技術部次官・保健福祉部次官および女性家族部次官
 2. 第1号の委員が推薦して、委員長が委嘱する幼児教育界・保育界および女性界を代表する者各2人
- ③第1項による委員会の構成および運営に必要な事項は大統領令で定める。〈改正2010.3.24〉
- 第5条(幼児教育委員会) ①幼児教育に関する政策、事業の企画・調査などに関する事項を審議するために教育科学技術部に中央幼児教育委員会をおき、市・道教育庁に市・道幼児教育委員会をおく。〈改正2008.2.29、2010.3.24、2012.1.26〉

②中央幼児教育委員会と市・道幼児教育委員会は幼児教育専門家、幼稚園代表、幼稚園教師(首席教師を含む)代表、父兄代表および関係公務員などで構成する。〈改正2010.3.24、2011.7.25〉

③中央幼児教育委員会と市・道幼児教育委員会の組織・運営などに必要な事項は大統領令で定める。〈改正2010.3.24〉

第6条(幼児教育振興院) ①国家および地方自治体は幼児教育に関する研究と情報提供、プログラムおよび教材開発、幼稚園教員研修および評価、幼児体験教育などを担当する幼児教育振興院を設置したり該当業務を教育関連研究機関などに委託することができる。〈改正2010.3.24、2012.3.21〉

②第1項による幼児教育振興院の設置・運営および委託などに必要な事項は大統領令で定める。〈改正2010.3.24〉

第2章 幼稚園の設立など

第7条(幼稚園の区分) 幼稚園は次の各号のように区分する。〈改正2010.3.24〉

1. 国立幼稚園：国家が設立・経営する幼稚園
2. 公立幼稚園：地方自治体が設立・経営する幼稚園(設立主体により市立幼稚園と道立幼稚園に区分することができる)
3. 私立幼稚園：法人または私人が設立・経営する幼稚園

第8条(幼稚園の設立など) ①幼稚園を設立しようとする者は施設・設備など大統領令で定める設立基準をそなえなければならない。〈改正2010.3.24〉

②私立幼稚園を設立しようとする者は教育監の認可を受けなければならない。〈改正2010.3.24、2012.1.26〉

③教育監は第2項による認可申請がある場合には次の各号の一に該当する場合を除いては幼稚園設立を認可しなければならない。〈新設2012.3.21〉

1. 第1項による施設・設備など設立基準をそなえない場合
2. 教育監が大統領令で定めるところにより樹立する幼児受け入れ計画に適していない場合
3. その他、この法または他の法令による制限に違反する場合

④私立幼稚園を設立・経営する者が幼稚園を閉鎖しようとする場合や大統領令で定める重要事項を変更しようとする場合には教育監の認可を受けなければならない。〈改正2010.3.24、2012.3.21〉

第9条(幼稚園の併設) 幼稚園は「初・中等教育法」第2条による小学校・中学校および高等学校に併設することができる。〈改正2010.3.24〉

第10条 (幼稚園規則) ①幼稚園の長 (幼稚園を設立する場合には該当幼稚園を設立しようとする者をいう。以下「園長」という) は法令の範囲内で指導・監督機関 (国立幼稚園の場合には教育科学技術部長官、公立・私立幼稚園の場合には教育監をいう。以下「管轄庁」という) の認可を受けて、幼稚園規則を制定できる。〈改正2008.2.29、2010.3.24〉

②幼稚園規則の記載事項および制定手続きなどに関して必要な事項は大統領令で定める。

第11条 (入学年令) 幼稚園に入学できる者は幼児とする。〈改正2010.3.24〉

第12条 (学年度など) ①幼稚園の学年度は3月1日から翌年2月末日までとする。

②幼稚園は保護者の要求および地域の実情により放課後課程を運営することができる。〈改正2012.3.21〉

③幼稚園の学期・授業日数・学級編成・休業日およびクラスの編成・運営などに必要な事項は大統領令で定める。〈改正2010.3.24〉

第13条 (教育課程など) ①幼稚園は教育課程を運営しなければならないが、教育課程運営以後には放課後課程を運営することができる。〈改正2012.3.21〉

②教育科学技術部長官は第1項による教育課程および放課後課程の基準と内容に関する基本的な事項を定め、教育監は教育科学技術部長官が定めた教育課程および放課後課程の範囲内で地域実情に適した基準と内容を定めることができる。〈改正2008.2.29、2010.3.24、2012.3.21〉

③教育科学技術部長官は幼稚園の教育課程および放課後課程運営のためのプログラムおよび教材を開発して、普及することができる。〈改正2008.2.29、2012.3.21〉

第14条 (幼稚園生活記録) 園長は幼児の生活指導および小学校教育との関係指導に活用することができるように幼児の発達などを総合的に観察して評価し、教育科学技術部長官が決める基準により生活記録簿を作成・管理しなければならない。〈改正2008.2.29、2010.3.24〉

第15条 (特殊学校など) ①特殊学校は身体的・精神的・知的障害などで特殊教育が必要な幼児に幼稚園に準ずる教育と実生活に必要な知識・機能および社会適応教育をすることを目的とする。〈改正2010.3.24〉

②国家および地方自治体は特殊教育が必要な幼児が幼稚園で教育を受けようとする場合には別途の入学手続・教育課程などを用意するなど幼稚園との統合教育実施に必要な施策を用意しなければならない。〈改正2010.3.24〉

第16条 (外国人幼稚園) ①「外国人幼稚園」とは国内に滞在中の外国人の子どもを教育するために設立され

た幼稚園をいい、外国人幼稚園に対しては第11条から第14条まで、第17条、第18条第2項、第19条、第19条の2から第19条の8まで、第22条、第24条から第26条までおよび第27条を適用しない。〈改正2010.3.24、2012.3.21〉

②外国人幼稚園の設立基準・教育課程・授業年限・学歴認定とその他設立・運営に必要な事項は大統領令で定める。〈改正2010.3.24〉

[施行日：2012.9.1] 第16条第1項の改正規定中第19条の3から第19条の6までの該当条文

[施行日：2013.3.1] 第16条第1項の改正規定中第19条の2、第19条の7、第19条の8、第26条の該当条文

第17条 (健康診断および給食) ①園長は教育している幼児に対し健康診断を実施し、その結果、治療が必要な幼児には保護者と協議して必要な措置を講じなければならない。〈改正2010.3.24〉

②園長は教育している該当幼稚園の幼児に適した給食を行なうことができる。〈改正2010.3.24〉

③第1項による健康診断の実施時期およびその結果処理に関する事項と第2項による給食施設・設備基準などに関して必要な事項は教育科学技術部令で定める。〈改正2008.2.29、2010.3.24〉

第17条の2 (幼児関連資料提供の制限) ①園長は第14条による幼稚園生活記録および第17条による健康診断に関する資料を該当幼児の保護者の同意なしで第三者に提供してはならない。

ただし、次の各号の一に該当する場合にはそうでない。

1. 幼稚園に対する監督・検査の権限を持った行政機関がその業務を処理するために必要な場合
2. 統計作成および学術研究などの目的のための場合で特定個人を識別できない形態で提供する場合
3. 犯罪の捜査と公訴の提起および維持に必要な場合
4. 裁判所の裁判業務遂行のために必要な場合
5. その他関係法律により提供する場合

②園長は第1項ただし書きにより第三者に資料を提供する時には該当資料を提供された者に対し使用目的・使用方法、その他必要な事項に対し制限をしたり該当資料の安全性確保のために必要な措置を用意するように要請することができる。

③第1項により資料を提供された者はその本来の目的以外の用途にこれを利用してはならない。[本条新設2012.3.21]

第18条 (指導・監督) ①国立幼稚園は教育科学技術部長官の指導・監督を受け、公立・私立幼稚園は教育監

の指導・監督を受ける。(改正2008.2.29、2010.3.24)

- ②教育監は幼児教育を充実するために幼稚園教育課程運営に対する奨励指導ができる。(改正2008.2.29、2010.3.24、2012.1.26)

第19条(評価) ①教育監は幼児教育を効率的にするために必要ならば幼稚園運営実態などに対する評価ができる。(改正2008.2.29、2010.3.24、2012.1.26)

- ②教育科学技術部長官は必要な場合、各市・道教育庁の幼児教育全般に対する評価を実施することができる。(改正2012.1.26)

- ③第1項と第2項による評価の対象・基準および手続きと評価結果の公開などに必要な事項は大統領令で定める。(新設2012.1.26)

第19条の2(幼児教育情報システムの構築・運営など)

- ①教育科学技術部長官および教育監は幼稚園および教育行政機関の業務を電子的に処理することができるように幼児教育情報システム(以下「情報システム」という)を構築・運営することができる。

- ②教育科学技術部長官および教育監は情報システムの運営および支援のために情報システム運営センターを設置・運営したり情報システムの効率的運営のために必要と認める場合、情報システムの運営および支援業務を教育の情報化を支援する法人または機関に委託することができる。

この場合、教育科学技術部長官および教育監はその委託業務の円滑な遂行のために予算の範囲内で補助金および出捐金を支給することができる。

- ③第1項による情報システムの構築・運営・接続方法および第2項による情報システム運営センターの設置・運営などに必要な事項は教育科学技術部令で定める。

- ④情報システムは「初・中等教育法」第30条の4第1項による教育情報システムまたは「社会福祉事業法」第6条の2第2項による情報システムと連携して活用することができる。[本条新設2012.3.21]

[施行日:2013.3.1] 第19条の2

第19条の3(幼稚園運営委員会の設置) ①幼稚園運営の自律性を高めて地域の実情と特性に合う多様な教育を創意的に実施することができるようにするために幼稚園に幼稚園運営委員会をおくことができる。

ただし、「教育公務員法」第29条の3により公募手続きを通して、園長を選抜する幼稚園と大統領令で定める規模以上の幼稚園は幼稚園運営委員会をおかななければならない。

- ②幼稚園に置く幼稚園運営委員会は該当幼稚園の教員代表および父母代表で構成する。

- ③幼稚園に置く幼稚園運営委員会の委員定数は5人以上11人以内の範囲で幼稚園の規模などを考慮して、大統領令で定める。

- ④第9条により併設された幼稚園の場合には必要ならば幼稚園運営委員会を該当幼稚園を併設した学校の学校運営委員会と統合して運営することができる。この場合学校運営委員会には幼稚園教員代表および父兄代表が各々1人以上含まなければならない。[本条新設2012.3.21]

[施行日:2013.3.1] 第19条の3の改正規定中「教育公務員法」第29条の3に関する部分

第19条の4(幼稚園運営委員会の機能) ①国立・公立幼稚園に置く幼稚園運営委員会は次の各号の事項を審議する。

1. 幼稚園規則の改正に関する事項
2. 幼稚園予算および決算に関する事項
3. 幼稚園教育課程の運営方法に関する事項
4. 父兄が負担する経費に関する事項
5. 幼稚園給食に関する事項
6. 放課後課程運営に関する事項
7. 幼稚園運営に対する提案および建議に関する事項
8. 「教育公務員法」第29条の3第8項による公募園長の公募方法、任用、評価などに関する事項
9. 「教育公務員法」第31条第2項による招へい教師の推薦に関する事項
10. その他大統領令および市・道条例で定める事項

- ②私立幼稚園の長は第1項各号の事項(第8号および第9号は除く)について幼稚園運営委員会の諮問を経なければならない。[本条新設2012.3.21]

第19条の5(幼稚園運営委員会の構成・運営) ①第19条の3による幼稚園運営委員会中、国立幼稚園に置く幼稚園運営委員会の構成・運営に必要な事項は大統領令で定め、公立幼稚園に置く幼稚園運営委員会の構成・運営に必要な事項は大統領令で定める範囲内で市・道の条例で定める。

- ②私立幼稚園に置く幼稚園運営委員会の委員構成に関する事項は大統領令で定め、その他、運営に必要な事項は定款または幼稚園規則で定める。[本条新設2012.3.21]

第19条の6(幼稚園運営委員会委員の研修など) ①教育監は幼稚園運営委員会委員の資質と職務遂行能力の向上のための研修を実施することができる。

- ②教育監は第1項による研修を研修機関または民間機関に委託して、実施することができる。

- ③教育監は第2項により研修の委託を受けた機関に行政的・財政的支援ができる。

- ④第1項から第3項までに規定した事項の他に委員の研修に必要な事項は大統領令で定める。[本条新設2012.3.21]

第19条の7 (幼稚園会計の設置) ①国立・公立幼稚園に幼稚園会計を設置する。

- ②幼稚園会計は次の各号の収入を歳入とする。
1. 国家の一般会計または地方自治体の教育費特別会計からの転入金
 2. 第25条による授業料など教育費用とその他の納付金
 3. 国家または地方自治体の補助金および支援金
 4. 使用料および手数料
 5. 繰越金
 6. 物品売却代金
 7. その他の収入

③幼稚園会計は幼稚園の運営および施設設置などのために必要な一切の経費を歳出とする。

④幼稚園会計は予測できない予算以外の支出または予算超過支出に充当するために予備費として相当な金額を歳出予算に計上することができる。

⑤第9条により併設された幼稚園の場合には必要ならば幼稚園会計を該当幼稚園を併設した学校の学校会計と統合して運営することができる。

⑥幼稚園会計の設置に必要な事項は国立幼稚園の場合には教育科学技術部令で、公立幼稚園の場合には市・道の教育規則で定める。[本条新設2012.3.21]

[施行日：2013.3.1] 第19条の7

第19条の8 (幼稚園会計の運営) ①幼稚園会計の会計年度は毎年3月1日に始め、次の年度2月末日に終了する。

②園長は会計年度ごとに幼稚園会計歳入歳出予算案を編成し、会計年度開始30日前までに第19条の3による幼稚園運営委員会に提出しなければならない。

③幼稚園運営委員会は幼稚園会計歳入歳出予算案を会計年度開始5日前までに審議しなければならない。

④園長は第3項による予算案が新しい会計年度が開始される時まで確定しない時には次の各号の経費を前年度予算に準じて執行することができる。この場合前年度予算に準じて執行された予算は該当年度の予算が確定すれば、その確定した予算によって執行されたとみなす。

1. 教職員などの人件費
2. 教育に直接使われる教育費
3. 幼稚園施設の維持管理費
4. 法令上支給義務がある経費
5. すでに予算で確定した経費

⑤園長は会計年度ごとに決算書を作成して、会計年度終了後2ヶ月以内に幼稚園運営委員会に提出しなければならない。

⑥幼稚園会計の運営に必要な事項は国立幼稚園の場合には教育科学技術部令で、公立幼稚園の場合には市・道の教育規則で定める。[本条新設2012.3.21]

[施行日：2013.3.1] 第19条の8

第3章 教職員

第20条 (教職員の区分) ①幼稚園には教員として園長・園監・首席教師および教師をおくが、大統領令で定める一定規模以下の幼稚園には園監をおかないこともできる。〈改正2010.3.24、2011.7.25〉

②幼稚園には教員外に嘱託医師、栄養士、看護師または看護補助者、行政職員などをおくことができる。

③幼稚園に置く教員と職員（以下「教職員」という）の定員・配置基準などに関して必要な事項は大統領令で定める。

第21条 (教職員の任務) ①園長は園務を総括して所属教職員を指導・監督し、該当幼稚園の幼児を教育する。〈改正2010.3.24〉

②園監は園長を補佐して、園務を管理して該当幼稚園の幼児を教育し、園長がやむをえない理由で職務を遂行できない時にはその職務を代行する。

ただし、園監をおかない幼稚園は園長があらかじめ指名した教師（首席教師を含む）がその職務を代行する。〈改正2010.3.24、2011.7.25〉

③首席教師は教師の教授・研究活動を支援し、幼児を教育する。〈新設2011.7.25〉

④教師は法令で定めるところにより該当幼稚園の幼児を教育する。〈改正2010.3.24、2011.7.25〉

⑤行政職員など職員は法令で定めるところにより幼稚園の行政事務とその他の事務を担当する。〈改正2011.7.25、2012.1.26〉

第22条 (教員の資格) ①園長および園監は別表1の資格基準に該当する者として大統領令で定めるところにより教育科学技術部長官が検定・授与する資格証明を受けた者でなければならない。〈改正2008.2.29、2010.3.24〉

②教師は正教師（1級・2級）・準教師に分け、別表2の資格基準に該当する者として大統領令で定めるところにより教育科学技術部長官が検定・授与する資格証明を受けた者でなければならない。〈改正2008.2.29、2010.3.24〉

③首席教師は第2項の資格証明を所持した者として15年以上の教育経歴（「教育公務員法」第2条第1項第2号および第3号による教育専門職員として勤めた

経歴を含む)を持ち、教授・研究に優秀な資質と能力を持った者の中で大統領令が定めるところにより教育科学技術部長官が決める研修履修結果を基に検定・授与する資格証明を受けた者でなければならない。(新設2011.7.25)

④削除 (2010.3.24)

⑤削除 (2010.3.24)

第23条 (講師など) ①幼稚園には教育課程運営に必要な場合、第20条第1項による教員の他に講師、期間制教師または名誉教師などにおいて、幼児教育を担当したり補助するようである。

この場合国立・公立幼稚園は「教育公務員法」第10条の3第1項および第10条の4を、私立幼稚園は「私立学校法」第54条の3第4項および第5項を各々準用する。(改正2010.3.24、2011.5.19、2012.1.26)

②第1項により幼稚園に置く講師などの種類・資格基準および任用などに必要な事項は大統領令で定める。(改正2010.3.24)

第4章 費用

第24条 (無償教育) ①小学校進学直前1年の幼児教育は無償とし、大統領令で定めるところにより順次実施する。(改正2010.3.24)

②第1項により無償で実施する幼児教育にかかる費用は国家および地方自治体が負担し、幼児の保護者に支援することを原則とする。(改正2010.3.24)

③第2項による支援方法などに関して必要な事項は教育科学技術部令で定める。(改正2008.2.29、2010.3.24)

第24条 (無償教育) ①小学校進学直前3年の幼児教育は無償で実施し、無償の内容および範囲は大統領令で定める。(改正2012.3.21)

②第1項により無償で実施する幼児教育にかかる費用は国家および地方自治体が負担し、幼児の保護者に支援することを原則とする。(改正2010.3.24)

③第2項により国家および地方自治体が負担する費用は第4項の標準幼児教育費を基準に教育科学技術部長官が予算の範囲内で関係行政機関の長と協議して告示する。(新設2012.3.21)

④教育科学技術部長官は第5条第1項による中央幼児教育委員会の審議を経て、標準幼児教育費を定める。(新設2012.3.21)

⑤第2項による支援方法、第3項による費用告示および第4項による標準幼児教育費算定などに関して必要な事項は教育科学技術部令で定める。(改正2012.3.21)

[施行日:2013.3.1] 第24条

第25条 (教育費用など) ①幼稚園の設立・経営者は教育科学技術部令で定めるところにより授業料などの教育費用とその他の納付金を受けることができる。

この場合次の各号の基準により教育費用とその他の納付金を別異に定めることができる。(改正2008.2.29、2010.3.24)

1. 第12条第2項による幼稚園の利用形態

2. 教育対象である幼児が「国民基礎生活保障法」による受給権者の子どもであるか否か

3. 該当地域が低所得層密集地域または農漁村地域など社会的に弱い地域であるか否か

②第1項第3号による社会的に弱い地域の決定基準については大統領令で定め、教育費用とその他の納付金徴収方法などの必要な事項は教育科学技術部令で定める。(改正2008.2.29、2010.3.24)

第26条 (費用の負担など) ①国家および地方自治体は第24条第1項による無償教育対象でない幼児の中で「国民基礎生活保障法」による受給権者と大統領令で定める低所得層子どもの幼児教育に必要な費用の全部または一部を予算の範囲内で負担し、幼児の保護者に支援することを原則とする。(改正2010.3.24)

②第1項による支援の方法などに関して必要な事項は教育科学技術部令で定める。(改正2008.2.29、2010.3.24)

③国家および地方自治体は大統領令で定めるところにより私立幼稚園の設立および幼稚園教師の人件費など運営にかかる経費の全部または一部を補助する。(改正2010.3.24)

第26条 (費用の負担など) ①削除 (2012.3.21)

②削除 (2012.3.21)

③国家および地方自治体は大統領令で定めるところにより私立幼稚園の設立および幼稚園教師の人件費など運営にかかる経費の全部または一部を補助する。(改正2010.3.24)

[施行日:2013.3.1] 第26条第1項、第26条第2項

第26条の2 (費用支援の申請) ①幼児の保護者は第24条第2項および第26条第1項により幼児教育のための費用支援を申請することができる。

②第1項による申請をする時には次の各号の資料または情報の提供に対する保護者およびその世帯員の同意書面を提出しなければならない。

1. 「金融実名取り引きおよび秘密保障に関する法律」第2条第2号および第3号による金融資産および金融取り引きの内容に対する資料または情報中預金の平均残額とその他大統領令で定める資料または情報 (以下「金融情報」という)

- 2. 「信用情報の利用および保護に関する法律」第2条第1号による信用情報中、債務額とその他大統領令で定める資料または情報（以下「信用情報」という）
- 3. 「保険業法」第4条第1項各号による保険に加入して納付した保険料とその他大統領令で定める保険関連資料または情報（以下「保険情報」という）
- ③第1項による費用支援の申請方法・手続きおよび第2項による同意の方法・手続きなどの必要な事項は教育科学技術部令で定める。[本条新設2010.3.24]

第26条の2 削除 (2012.3.21)

[施行日：2013.3.1] 第26条の2

- 第26条の3（金融情報などの提供） ①教育科学技術部長官または教育監は第24条第2項および第26条第1項により幼児教育のための費用を支援する際には第26条の2による費用支援を申請した者（以下「費用支援申請者」という）およびその世帯員の財産を評価するために「金融実名取り引きおよび秘密保障に関する法律」第4条第1項および「信用情報の利用および保護に関する法律」第32条第2項にかかわらず、費用支援申請者およびその世帯員が第26条の2第2項により提出した同意書面を電子的形態に変えた文書で金融会社など（「金融実名取り引きおよび秘密保障に関する法律」第2条第1号による金融会社など、「信用情報の利用および保護に関する法律」第2条第6号による信用情報集中機関をいう。以下同じ）の長に金融情報・信用情報または保険情報（以下「金融情報など」という）の提供を要請することができる。〈改正2011.7.14〉
- ②第1項により金融情報などの提供の要請を受けた金融会社などの長は「金融実名取り引きおよび秘密保障に関する法律」第4条第1項および「信用情報の利用および保護に関する法律」第32条第1項および第3項にかかわらず、名義人の金融情報などを提供しなければならない。
 - ③第2項により金融情報などを提供した金融会社などの長は金融情報などの提供事実を名義人に通知しなければならない。ただし、名義人の同意がある場合には「金融実名取り引きおよび秘密保障に関する法律」第4条の2第1項および「信用情報の利用および保護に関する法律」第32条第5項にかかわらず、通知しないこともある。
 - ④第1項および第2項による金融情報などの提供要請および提供は「情報通信網利用促進および情報保護などに関する法律」第2条第1項第1号による情報

通信網を利用しなければならない。

ただし、情報通信網の損傷など避けられない場合にはそうでない。

- ⑤第1項および第2項による業務に従事したり従事した者と第29条により権限を委任または委託を受けたり受けた者は、業務の遂行で取得した金融情報などをこの法において定めた目的以外の他の用途に使ったり他の人または機関に提供したり漏洩してはならない。
- ⑥第1項、第2項および第4項による金融情報などの提供要請および提供などの必要な事項は大統領令で定める。[本条新設2010.3.24]

第26条の3 削除 (2012.3.21)

[施行日：2013.3.1] 第26条の3

- 第26条の4（調査・質問） ①教育科学技術部長官もしくは教育監は費用支援申請者もしくは支援が確定した者に費用支援対象資格確認のために必要な書類やその他の所得および財産などに関する資料の提出を要求することができ、支援対象資格確認のために必要な資料確保が困難であったり、提出した資料が虚偽の資料であると判断される場合、所属公務員をして関係人に必要な質問をするようにしたり、費用支援申請者および支援が確定した者の同意を受けて、住居またはその他の必要な場所に立ち入って、書類などを調べることができる。
- ②教育科学技術部長官または教育監は第1項による調査または費用支援業務を遂行するために必要な国税・地方税、土地・建物または健康保険・国民年金・雇用保険・産業災害補償保険などに関する資料の提供を関係機関の長に要請することができる。この場合資料の提供の要請を受けた関係機関の長は特別な理由がなければ、これに従わなければならない。
 - ③第1項により立入・調査または質問をする者はその権限を表わす証票を持ってこれを関係人に示さなければならない。
 - ④教育科学技術部長官または教育監は費用支援申請者または支援が確定した者が第1項による書類または資料の提出を拒否したり、調査または質問を拒否・妨害または忌避する場合には、第26条の2による費用支援の申請を却下し、支援決定を取り消し・中止または変更することができる。
 - ⑤第1項による出入・調査または質問の範囲・時期および内容に関して必要な事項は教育科学技術部令で定める。[本条新設2010.3.24]

第26条の4 削除 (2012.3.21)

[施行日: 2013.3.1] 第26条の4

- 第26条の5 (無償教育および費用負担業務の電子化) ①
教育科学技術部長官と教育監は第24条第1項と第26
条第1項および第3項の業務を効率的に処理するた
めの電子システムを構築・運営することができる。
②第1項による電子システムは「社会福祉事業法」第
6条の2によるシステムと連係して活用することが
できる。[本条新設2010.3.24]

第26条の5 削除 (2012.3.21)

[施行日: 2013.3.1] 第26条の5

第27条 (放課後課程運営などに対する支援) 国家および
地方自治体は放課後課程を運営したり第12条第3項
により大統領令で定める授業日数を超過して運営す
る幼稚園に対して大統領令で定めるところにより運
営に要する経費を補助することができる。〈改正
2010.3.24、2012.3.21〉

[題名改正2012.3.21]

第28条 (補助金の返還) 国家および地方自治体は私立幼
稚園の長が次の各号の一に該当する場合には、す
でに支給した補助金の全部または一部の返還を命じ
ることができる。〈改正2010.3.24〉

1. 幼稚園目的外に補助金を使った場合
2. 虚偽やその他の不正な方法で補助金を支給され
た場合
3. 第22条による教員資格基準をそなえない者を教
員として任用した場合

第28条 (補助金の返還) ①国家および地方自治体は私
立幼稚園の長が次の各号の一に該当する場合にはす
でに支給した補助金の全部または一部の返還を命じ
ることができる。〈改正2010.3.24、2012.3.21〉

1. 幼稚園目的外に補助金を使った場合
 2. 虚偽やその他の不正な方法で補助金を支給された
場合
 3. 第22条による教員資格基準をそなえない者を教
員として任用した場合
- ②国家および地方自治体は幼児の保護者が虚偽やそ
他の不正な方法で第24条第2項による費用の支援
を受けた場合にはその費用の全部または一部の返還
を命じることができる。〈新設2012.3.21〉
- ③第1項および第2項により補助金などを還収する
場合に返還する者が期限内に返還しない時には国税
滞納処分もしくは地方税滞納処分の例により徴収す
る。〈新設2012.3.21〉

[施行日: 2013.3.1] 第28条

第5章 補則および罰則

第28条の2 (幼稚園名称の使用禁止) この法による幼稚
園でなければ幼稚園またはこれと類似の名称を使用
できない。[本条新設2012.3.21]

第29条 (権限などの委任および委託) ①この法による教
育科学技術部長官の権限は大統領令の定めるところ
により、その一部を教育監に委任することができる。

②この法による教育科学技術部長官および教育監の業
務は大統領令の定めるところにより、その一部を保
健福祉部長官または地方自治体の長に委託すること
ができる。[全文改正2010.3.24]

第30条 (是正または変更命令) ①管轄庁は幼稚園が施
設・設備、教育課程運営およびその他の事項に関し
て、教育関係法令またはこれによる命令や幼稚園規
則に違反した場合には園長またはその設立・経営者
に期間を定めて、その是正または変更を命じること
ができる。〈改正2010.3.24〉

②管轄庁は第1項による是正または変更命令を受けた
者が正当な理由なしに指定された期間内にこれを履
行しなければ、大統領令で定めるところにより該当
幼稚園の定員縮小、学級縮小または幼児募集停止な
どの措置をとることができる。〈改正2010.3.24〉

第31条 (休業および休園命令) ①管轄庁は災害などの緊
急な理由で正常な教育が不可能だと認める場合には
園長に休業を命じることができる。

②第1項による命令を受けた園長は遅滞なしに休業を
しなければならない。〈改正2010.3.24〉

③管轄庁は園長が第1項による命令にもかかわらず休
業しなかったり、特別に緊急な理由がある場合には
休園処分をすることができる。〈改正2010.3.24〉

④第1項と第2項により休業された幼稚園は休業期間
中該当幼稚園で教育を受ける幼児の登校と教育が停
止され、第3項により休園された幼稚園は休園期間
中、単純な管理業務の他は幼稚園のすべての機能が
停止される。

〈改正2010.3.24〉

第32条 (幼稚園の閉鎖) ①管轄庁は幼稚園が次の各号の
一に該当して、正常な教育課程運営が不可能な場合
にはその閉鎖を命じることができる。〈改正2010.3.24〉

1. 園長または設立・経営者が故意または重大な過
失でこの法またはこの法による命令に違反した場合
2. 園長または設立・経営者がこの法またはその他
の教育関係法令による管轄庁の命令に3回以上違
反した場合
3. 休業期間を除いて継続して、3ヶ月以上教育課
程を運営しない場合

②管轄庁は第8条第2項による幼稚園設立認可を受け

ずに幼稚園またはこれと類似の名称を使ったり幼稚園を運営した者に対し、その施設の閉鎖を命じることができる。〈改正2010.3.24、2012.3.21〉

第33条(聴聞) 管轄庁は第32条により幼稚園または施設の閉鎖を命じようとする場合、聴聞をしなければならない。〈改正2010.3.24〉

第34条(罰則) ①第26条の3第5項に違反して、金融情報などをこの法が定めた目的以外の他の用途に使ったり、他人または機関に提供したり漏洩した者は、5年以下の懲役もしくは3千万ウォン以下の罰金に処する。〈新設2010.3.24〉

②次の各号の一に該当する者は3年以下の懲役または2千万ウォン以下の罰金に処する。〈改正2010.3.24、2012.3.21〉

1. 第8条第2項による幼稚園設立認可を受けずに幼稚園を運営した者
2. 第8条第4項に違反して、閉鎖認可もしくは変更認可を受けない者
3. 虚偽やその他の不正な方法で第8条第2項もしくは第4項による幼稚園の設立認可・閉鎖認可もしくは変更認可を受けた者
4. 第17条の2第1項または第3項に違反して、保護者の同意なしに第三者に幼児関連資料を提供したり提供された資料をその本来の目的以外の用途に利用した者

③次の各号の一に該当する者は1年以下の懲役または500万ウォン以下の罰金に処する。〈改正2010.3.24〉

1. 第30条第1項による命令に違反した者
2. 第32条第1項による命令に違反した者

第34条(罰則) ①削除〈2012.3.21〉

②次の各号の一に該当する者は3年以下の懲役または2千万ウォン以下の罰金に処する。〈改正2010.3.24、2012.3.21〉

1. 第8条第2項による幼稚園設立認可を受けずに幼稚園を運営した者
2. 第8条第4項を違反して、閉鎖認可もしくは変更認可を受けない者
3. 虚偽やその他の不正な方法で第8条第2項または第4項による幼稚園の設立認可・閉鎖認可もしくは変更認可を受けた者
4. 第17条の2第1項または第3項に違反して、保護者の同意なしに第三者に幼児関連資料を提供したり提供された資料をその本来の目的以外の用途に利用した者

③次の各号の一に該当する者は1年以下の懲役または500万ウォン以下の罰金に処する。〈改正2010.3.24、

2012.3.21〉

1. 虚偽やその他の不正な方法で第24条第2項による費用支援を受けたり他人をして支援を受けるようにした者
2. 第30条第1項による命令に違反した者
3. 第32条第1項による命令を違反した者

[施行日:2013.3.1] 第34条第1項、第34条第3項第1号

第35条(過怠金) ①第28条の2に違反して、幼稚園またはこれと類似の名称を使ったりには500万ウォン以下の過怠金を賦課する。

②第1項による過怠金は大統領令で定めるところにより、管轄庁が賦課・徴収する。[本条新設2012.3.21]

付則〈法律第7120号、2004.1.29〉

第1条(施行日) この法は公布後1年が経過した日から施行する。

第2条(廃止法律) 法律第6400号幼児教育振興法はこれを廃止する。

(以下省略)

嬰幼兒保育法

[施行 2013.3.1] [法律第11627号、2013.1.23、一部改正] 保健福祉部(保育政策課)、02-2023-8922

第1章 総則 〈改訂 2007.10.17〉

第1条(目的) この法は嬰幼兒の心身を保護して健全に教育し、健康な社会構成員として育成することと同時に、保護者の経済的・社会的活動が円滑に成り立つことによって幼児および家庭の福祉増進に貢献することを目的とする。〈改訂2011.8.4〉[全文改訂2007.10.17]

第2条(定義) この法で使用用語の意味は次の通りである。〈改訂2008.12.19、2011.6.7〉

1. 「嬰幼兒」というのは、6歳未満の就学前児童をいう。
2. 「保育」というのは、嬰幼兒を健康で安全に保護・養育して嬰幼兒の発達特性にふさわしい教育を提供する子どもの家および家庭養育支援に関する社会福祉サービスをいう。
3. 「子どもの家」というのは、保護者の委託を受けて嬰幼兒を保育する機関をいう。
4. 「保護者」というのは、親権者・後見人、その他の者で嬰幼兒を事実上保護している者をいう。
5. 「保育教職員」というのは、子どもの家嬰幼兒の保育、健康管理および保護者との相談、その他子どもの家の管理・運営などの業務を担当する者で、

子どもの家の園長および保育教師とその他の職員をいう。[全文改訂2007.10.17]

第3条(保育理念) ①保育は嬰幼児の利益を最優先的に考慮して提供されなければならない。

②保育は嬰幼児が安全で快適な環境で健康に成長するようにしなければならない。

③嬰幼児は自分や保護者の性、年齢、宗教、社会的身分、財産、障害、人種および出生地域などによるどんな種類の差別も受けずに保育されなければならない。〈改訂2011.8.4〉[全文改訂2007.10.17]

第4条(責任) ①すべての国民は嬰幼児を健全に保育する責任を負う。

②国家と地方自治体は保護者とともに嬰幼児を健全に保育する責任を負う。

③特別自治道知事・市長・郡守・区長(自治区の区長を言う。以下同じ)は嬰幼児の保育のための適切な子どもの家を確保しなければならない。〈改訂2011.6.7、2011.8.4〉[全文改訂2007.10.17]

第5条(保育政策調整委員会) ①保育政策に関する関係部処間の意見を調整するために国務総理所属として保育政策調整委員会(以下「保育政策調整委員会」という)を置く。

②保育政策調整委員会は次の各号の事項を審議・調整する。

1. 保育政策の基本方向に関する事項
2. 保育関連制度改善と予算支援に関する事項
3. 保育に関する関係部処間の協助手項
4. その他委員長が会議に付する事項

③保育政策調整委員会は委員長を含んだ12人以内の委員で構成し、委員長は国務総理室長がなり、委員は次の各号の者となる。〈改訂2008.2.29、2010.1.18、2010.6.4、2011.6.7〉

1. 企画財政部次官、教育科学技術部次官、保健福祉部次官、雇用労働部次官および女性家族部次官
2. 第1号の委員が推薦して委員長が委嘱する保育界・幼児教育界・女性界・社会福祉界・市民団体および保護者を代表する者各1人

④保育政策調整委員会の構成と運営などの必要な事項は大統領令で定める。[全文改訂2007.10.17]

第6条(保育政策委員会) ①保育に関する各種政策・事業・保育指導および子どもの家評価認証事項などを審議するために保健福祉部に中央保育政策委員会を、特別市・広域市・道・特別自治道(以下「市・道」という)および市・郡・区(自治区をいう。以下同じ)に地方保育政策委員会を置く。ただし、地方保育政策委員会はその機能を担当するのに相応しい他の委員会があり、その委員会の委員が第2項による

資格を備えている場合には市・道または市・郡・区の条例で定めるところによって、その委員会が地方保育政策委員会の機能を代行することができる。〈改訂2008.2.29、2010.1.18、2011.6.7〉

②第1項による中央保育政策委員会と地方保育政策委員会(以下「保育政策委員会」という)の委員は保育専門家、子どもの家の園長および保育教師代表、保護者代表または公益を代表する者、関係公務員などで構成する。〈改訂2011.6.7〉

③保育政策委員会の構成・機能および運営などの必要な事項は大統領令で定める。[全文改訂2007.10.17]

第7条(保育情報センター) ①保育に関する情報の収集・提供および相談のために保健福祉部長官は中央保育情報センターを、特別市長・広域市長・道知事・特別自治道知事(以下「市・道知事」という)および市長・郡守・区長は地方保育情報センターを設置・運営しなければならない。この場合必要と認める場合には嬰児・障害児保育などに関する保育情報センターを別に設置・運営することができる。〈改訂2008.2.29、2010.1.18〉

②第1項による中央保育情報センターと地方保育情報センター(以下「保育情報センター」という)には保育情報センターの長と保育に関する情報提供および相談業務などを担当する保育専門要員などを置く。

③削除〈2011.8.4〉

④保育情報センターの設置・運営および機能、保育情報センターの長と保育専門要員の資格および職務などの必要な事項は大統領令で定める。〈改訂2011.8.4〉[全文改訂2007.10.17]

第8条(保育開発院) ①保健福祉部長官は保育に関する研究と情報提供、プログラムおよび教材開発、評価尺度開発および保育教職員研修などの業務のために保育開発院を設置し、もしくはその業務を関連研究機関などに委託することができる。〈改訂2008.2.29、2010.1.18、2011.6.7〉

②第1項による保育開発院の設置・運営および委託などの必要な事項は大統領令で定める。[全文改訂2007.10.17]

第9条(保育実態調査) ①保健福祉部長官はこの法の適切な施行のために保育実態調査を3年ごとに行なわなければならない。〈改訂2008.2.29、2010.1.18、2011.6.7〉

②第1項による保育実態の調査の方法と内容などの必要な事項は保健福祉部令で定める。〈改訂2008.2.29、2010.1.18〉[全文改訂2007.10.17]